

「いさはや市議会だより」表紙写真 募集要項

市民の皆さまに親しまれ、身近に感じていただけるよう、年に4回（2月、5月、8月、11月）発行する「いさはや市議会だより」の表紙写真を募集します。

【 応募資格 】

諫早市内在住、もしくは諫早市内に通勤・通学している方。ただし、個人に限る。

【 応募作品 】

- ◇テ ー マ 「笑顔」の写真を募集
- ◇撮影場所 諫早市内で撮影した写真に限る（過去に撮影した写真も可）
- ◇被 写 体 被写体（被写体が未成年の場合は保護者）の承諾を受けたもの
- ◇規 格 等 写真は縦撮りされたもので、未加工のものとする
また、プリント写真は不可とし、1～10MBのデジタルデータ（JPEG等）で提供できるもの
- ◇そ の 他 応募写真は未発表のものに限る（未発表の写真とは他のコンテストへの応募及び応募予定のない作品、SNSやウェブサイト等媒体に掲載していない作品のことを指す）

【 応募締切 】

随時受付し、未採用作品については、引き続き次回以降の審査対象とする。

（参考）

5月20日発行号・・・4月10日までに届いた写真が審査対象

8月20日発行号・・・7月10日までに届いた写真が審査対象

11月20日発行号・・・10月10日までに届いた写真が審査対象

2月20日発行号・・・1月10日までに届いた写真が審査対象

【 応募方法 】

応募フォームに必要事項（応募者の氏名・住所・電話番号・撮影場所・写真のタイ

トルなど)を記入し、写真添付のうえ申し込む。ただし、応募に係る費用は全て応募者の負担とする。

【 審 査 】

議会報発行特別委員会で、応募写真を審査し、表紙としてふさわしい写真を選出する。選出された方に対しては電話またはメールにて結果を通知する。

なお、審査に関する問い合わせには応じない。

【 掲 載 】

- ・ 採用作品は市議会だよりの表紙に掲載し、完成した表紙をフレームに入れて記念品として贈呈する。
- ・ 採用された写真は、応募者（撮影者）の氏名、写真のタイトルを掲載する。

【 応募上の注意 】

- ・ 応募写真は原則返却不可とする。
- ・ 被写体の肖像権や写真の著作権などを侵害しないよう、応募前に必ず応募者自身で被写体や著作権者の承諾などを得ること。
- ・ 著作権など第三者の権利を侵害していることが判明した場合は、応募者の責任により問題を解決すること。(採用を取り消す場合もあります。)
- ・ 応募者は本市議会に対し、応募作品を無償で使用することを許諾するものとする。
なお、使用にあたっては作品の趣旨を損なわない範囲でトリミング等の編集を行う場合がある。

【 問い合わせ 】

諫早市議会事務局

住所：長崎県諫早市東小路町7番1号

電話：0957-22-1500

メールアドレス：gikai@city.isahaya.nagasaki.jp